

(1)【食品の輸入業の届出】

食品の輸入を行う事業者の方々（県内に主たる事務所を有する事業者に限ります。）は、保健所に届出をしていただくことが必要になります。

食品の輸入を行う事業者の方々には税関から輸入の許可（または、輸入品を引き取る承認）を受けた日から30日以内に届出を行っていただくこととなります。ただし、最初の1回だけでそれ以降は必要ありません。

（平成22年9月30日までに許可または承認を受けて食品を輸入されている事業者は、平成22年10月30日までに届出を行ってください。）

(2)【健康被害情報等の報告】

自らが輸入・生産・製造・加工または調理をした食品が、食品衛生法の基準に違反していたり、禁止されているもので、既にその食品を出荷（流通）してしまっていた場合や、そのような食品を喫食したり使用したことにより健康被害を生じたという情報を入手したときには、保健所に報告していただくことが必要になります。

(3)【食品の自主回収】

自らが取り扱った食品を自主回収される場合、その主体となる事業者は、保健所に自主回収に着手したことを報告していただくことが必要になります。

この報告は、従来から行っていたいでしたが、この条例により報告していただくことが義務となりましたので、注意してください。

報告をいただくことが必要な自主回収は次のとおりです。

- (1) 食品衛生法の規定に違反した場合（ただし、表示に関しては消費期限、賞味期限を長く付けた時、アレルギー表示の基準に違反した時、保存方法の表示基準に違反した時に限ります。）
- (2) 流通させた食品について健康被害が発生した情報を入手して行う場合
- (3) その他、流通させた食品について被害が生じるおそれがあると考えられる場合

また、自主回収の着手報告をしたものは、その回収結果の報告も行っていただく必要があります。

その他、当該条例に関する詳細については、下記アドレスに掲載しています。

『滋賀県食の安全・安心推進条例について』のアドレス

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/shoku/annzenzyourei/annzenzyourei.html>

3. 食の安全・安心シンポジウムの開催について

滋賀県では、昨年12月に食の安全・安心の確保を図り県民が安心して暮らすことの出来る社会の実現を目指し、「滋賀県食の安全・安心推進条例」を制定したところです。

食の安全・安心の確保のためには、関係する行政、生産者・事業者および消費者がそれぞれの立場で役割を果たすとともに相互に信頼関係を構築することが大切です。こうしたことから、これらの関係者が一堂に会し、食の安全・安心に関するそれぞれの取り組みや立場について「信頼」をテーマに語り合い、相互理解を深めることを目的とする食の安全・安心シンポジウムを下記により行います。

”是非ご参加下さい！！”

記

【日時】 平成22年10月21日（木） 13:30～16:00（受付 13:00～13:30）

【場所】 コラボしが21 大会議室（3F）

【主催】 滋賀県

【共催】 滋賀県生活協同組合連合会、滋賀県農業協同組合中央会、
（社）滋賀県食品衛生協会

【参集範囲】 消費者、生産者・事業者および行政関係者 定員（200名程度）

【内容】

(1) 開会あいさつ 知事

(2) 話題提供

食の安全・安心と食品のリスク評価について

・・・内閣府食品安全委員会事務局 次長 大谷敏郎氏

